



保育コンシェルジュのご相談は 事前予約をお願いします

【相談を希望される場合は・・・】

☆ご相談は予約優先制です。

相談予約は市役所ホームページまたは、右記二次元コードからも手続きができます。予約画面で日程を選択し必要事項を入力すると、予約案内のEメールが届きますので、メールに記載されたURLにアクセスしてください。

相談希望日の2日前（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午後5時以降、予約システムでの予約はできません。ただし、空きがある場合は、相談可能な場合がありますので、保育課へお問合せください。

・お問い合わせ：048-524-1111（代表） 内線 433 570



二次元コード



***☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



令和6年4月入所申請がはじまります



令和6年4月入所【保育所・認定こども園（教育・保育給付認定2・3号）・地域型保育施設】の申請については、9月号の市報・ホームページで情報をお知らせしますので、ご覧ください。令和6年度の申請書については9月から配布となりますので、ご用意ください。

提出する申請書に不安のある方や、事前にお聞きになりたいこと、ご相談等ある方は、「保育コンシェルジュ」を是非ご利用ください。4月1次の申請受付期間内は、対面での受付も行います。

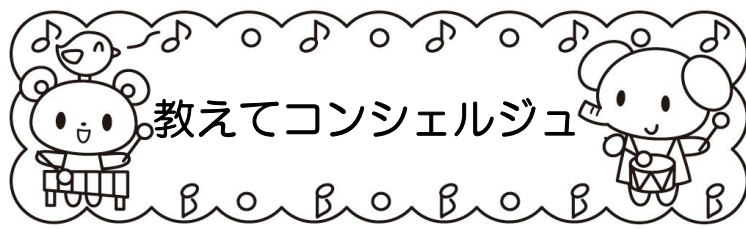
締め切り間際になりますと、窓口の混雑が予想されますので、早めのご予約と申請書のご準備をおねがいします。

窓口の混雑を避けるため、対面での受付を希望される場合は、予約してからの来課をお願いします。

※ご予約がない場合は、窓口を用意されている『専用ポスト』に入れてください。

※9月1日～4月1次申請締切日までは、たくさんの方に相談いただけるよう相談時間は、最長25分です。





『保活』ってなに？

最近、お問い合わせの中に、『保活』って何をすればよいですか？ということをお聞かせいただけます。



『保活』とはどのようにしたら良いのか。熊谷市の入所申請書提出・入所までの流れ（保活）を、簡単にご案内したいと思います。参考にしてみてください。



① 情報収集や相談をしましょう

園のホームページや熊谷市のホームページ、保育課で発行している「保育のしおり」など参考にしてみましょう。

保育のしおりは、市内の園の一覧や、保育所の申請手続き方法について掲載していますので活用してみましょう。

また、まわりで保育所等を利用している方がいたらお話を聞いてみるのも良いと思います。

② 施設見学をしましょう

熊谷市で希望する施設（保育所・認定こども園・地域型保育施設）全てへ見学をお願いしています。見学とは何をすれば良いのか、ポイントをまとめてみました。

☆保育の方針を聞く☆

・園長先生や保育士さんから、保育の考え方や内容について聞いてみましょう。

（どんなところに力を入れて、どんなところに注意をして保育しているのか。園が大切にしているところは？アレルギーや疾病・障害などがある場合どのように対応してもらえるのかなど）

・どんな給食が出されているのか聞いてみましょう。

（献立表の有無・調乳・調理の場の様子は？アレルギーにはどのように対応してもらえるか。お弁当の日があるのかなど）

・園と家庭との連携はどのようにしているのか聞いてみましょう。

（連絡帳のやりとりや保育参観の機会はあるのか。毎月の身長や体重など発育のチェックはどのようにしているのかなど）

☆子ども達、保育する人の様子を見る☆

・子ども達の表情がいきいきしているか、保育する人が笑顔で子ども達に接しているか見てみましょう。

☆施設の様子を見る☆

・遊具、園庭や外遊びの回数や場所など。災害時の対応なども聞いてみましょう。

☆入所が始まってからも聞いてみましょう☆

・普段から疑問に思ったことや不満があったら相談しましょう。

（信頼関係は大切です。なにかあれば遠慮せずに話をしましょう）



（よい保育施設の選び方十か条 厚生労働省児童家庭局保育課 参考）

これがすべてではないと思います。遠慮なく聞いてみましょう。そのほか、ご不明な点やお聞きになりたいことがありましたら『保育コンシェルジュ』を是非ご活用ください!!

